

VII. 駐車場管理規程例（最終改正）平成30年12月27日	226
VIII. 道路交通法（抄）	231
IX. 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 （平成18年12月15日 国土交通省令第112号）	232

駐車場に関する通知等

I. 標準駐車場条例の改正について （平成2年6月11日都市再開発課長通知）	234
II. 駐車場法の一部改正について （平成3年11月1日都市局長通知）	236
III. 標準駐車場条例の改正について （平成3年11月1日都市局長通知）	244
IV. 駐車場整備計画の策定について （平成3年11月25日都市再開発課長通知）	246
V. 標準駐車場条例の改正について （平成6年1月20日都市局長通知）	248249
VI. 標準駐車場条例の改正について （平成6年1月20日都市再開発課長通知）	250
VII. 駐車場法に基づく諸施策の円滑な実施について （平成10年2月12日街路課長通知）	252
VIII. 標準駐車場条例の改正について（技術的助言） （平成16年7月2日都市・地域整備局長通知）	255
IX. 都市の交通実態に即した路外駐車場の整備を推進するための措置 （駐車場出入口規定の弾力化及び駐車場附置義務の弾力化）について（技術的助言） （平成16年7月2日街路課長通知）	256
X. 「駐車場管理規程例」の策定について（技術的助言） （平成17年1月26日街路課長通知）	258
X I. 駐車場法の一部改正等について（技術的助言） （平成18年11月30日都市・地域整備局長通知）	260
X II. 駐車場法の一部改正等について（技術的助言） （平成18年11月30日街路課長通知）	262
X III. 自転車駐車場における自動二輪車の受入れについて （平成22年4月20日街路交通施設課長通知）	264
X IV. 自動二輪車の駐車対策について （平成23年5月12日街路交通施設課長通知）	267
X V. 機械式立体駐車場の適正利用の周知及び安全対策の強化の呼びかけについて （平成24年8月23日街路交通施設課長通知）	269

XVI. 標準駐車場条例の改正について	
(平成24年12月4日都市局長通知)	272274
XVII. 標準駐車場条例の改正に関する技術的助言	
(平成24年12月4日街路交通施設課長通知)	275
XVIII. 機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について	
(平成26年3月28日街路交通施設課長通知)	281
XIX. 標準駐車場条例の改正について	
(平成26年8月1日都市局長通知)	284
XX. 標準駐車場条例の改正に関する技術的助言	
(平成26年8月1日街路交通施設課長通知)	285
XXI. 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン.....	296
XXII. 駐車場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について	
(平成26年12月25日都市局長通知)	305
XXIII. 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う駐車場法施行令の改正について	
(技術的助言) (平成27年12月16日街路交通施設課長通知)	308
XXIV. 路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和について (技術的助言)	
(平成28年7月15日街路交通施設課長通知)	310
XXV. 標準駐車場条例の改正について	
(平成30年7月13日都市局長通知)	313
XXVI. 都市再生駐車施設配置計画の活用等による附置義務の適正化について (技術的助言)	
(平成30年7月13日まちづくり推進課長 街路交通施設課長通知)	314
XXVII. 荷さばき及び自動二輪車の駐車対策について (技術的助言)	
(平成30年7月13日街路交通施設課長通知)	317
XXVIII. 機械式駐車装置の維持管理に係る安全性の確保について (技術的助言)	
(平成30年7月13日街路交通施設課長通知)	320
XXIX. 都市再生駐車施設配置計画の作成と運用に関する手引きについて	
(平成30年7月19日まちづくり推進課長 街路交通施設課長通知)	323
XXX. まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン (基本編) について	
(平成30年7月19日まちづくり推進課長 都市計画課長 街路交通施設課長通知)	336
XXXI. 駐車場法施行令及び駐車場法施行規則の改正について (技術的助言)	
(平成30年12月27日街路交通施設課長通知)	340
XXXII. まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン (実践編-調査・分析) について	
(平成31年3月29日まちづくり推進課長 都市計画課長 街路交通施設課長通知)	343
XXXIII. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和2年法律第41号)」の施行に伴う駐車場整備地区に係る都市計画の決定手続について (技術的助言)	
(令和2年6月10日街路交通施設課長通知)	345
XXXIV. 標準駐車場条例の改正に関する技術的助言	
(令和2年9月7日街路交通施設課長通知)	347

XXXV. 「駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置の取扱いについて」の改正について（技術的助言） （令和2年12月21日街路交通施設課長通知）	360
XXXVI. 機械式駐車設備の適切な維持管理について（技術的助言） （令和3年3月29日街路交通施設課長通知）	366
XXXVII. 機械式駐車設備の維持管理に係る安全性の確保について（技術的助言） （令和3年9月30日街路交通施設課長通知）	368
各種様式	
路外駐車場設置（変更）届出書	369
認定申請書 【駐車場法施行令第15条関係】	371
特殊装置設置計画書	377
認定申請書 【駐車場法施行令第7条関係】	378
駐車場担当組織	
駐車場担当組織一覧（都道府県及び政令指定都市）	380

P.308以降、目次と本文の内容に相違があったため、本文を修正（添付省略）

VII. 駐車場管理規定程例

(最終改正) 平成30年12月27日

駐車場管理規程例

1 名称

***駐車場

所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

(2) 名称 ****駐車場株式会社

(3) 電話 ○○○(○○○)○○○○(代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 ○○○○

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 利用(第7条-第13条)

第3章 駐車料金及び算定等(第14条-第17条)

第4章 引取りのない車両の措置(第18条-第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第22条-第26条)

第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受

VIII. 道路交通法 (抄)

(昭和三十五年法律第五号)

~~-(最終改正)平成二十九年六月二日法律第五十二号~~

(最終改正)令和二年六月十日法律第四十二号

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～八 (略)

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの(以下「歩行補助車等」という。)以外のものをいう。

八～十七 (略)

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者(以下「運転者」という。)がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九～二十三 (略)

2・3 (略)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾こう 配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)